

2023年度

【千葉大学大学院人文公共学府 学生交流協定に基づく短期交換留学生】出願要項

本要項は、千葉大学大学院人文公共学府と大学間、または部局間学生交流協定を締結している協定校の学生が、人文公共学府への短期交換留学に出願する際に必要な手続きについて記載しています。なお、この日本語版は英文の原本を簡略化してまとめたものですので、英文の出願要項が正規の内容となります。

1. 大学院人文公共学府の短期交換留学生制度について

短期交換留学生に出願できるのは、千葉大学と大学間（または人文公共学府と部局間）学生交流協定を締結している海外の大学において、正規の課程に在籍している学生です。

千葉大学における短期交換留学生には、「特別研究学生」と「特別聴講学生」の2種類の所属区分があります。

特別研究学生は、人文公共学府に所属する教員の指導の下で、学生自身の研究テーマに沿って研究活動を行う留学生です（単位の取得はできません）。また特別聴講学生は、単位取得を目的として、人文公共学府において開講されている授業を受講します。人文公共学府で取得した単位は、大学間（部局間）の学生交流協定により、本国の在籍大学で単位とすることが可能です。

注意事項：特別研究生と特別聴講生はいかなる理由があっても、出願後は変更できません。

2. 費用の免除

学生交流協定に基づき、交換留学生は検定料、入学料および授業料の支払いが免除されます。

3. 出願の要件

・千葉大学または大学院人文公共学府と学生交流協定を締結している大学(海外協定校)で、正規の大学院修士課程に在籍している学生であること。

・千葉大学への留学の効果が期待できる者として、在籍の大学院から推薦を受けられること。

・千葉大学での留学期間終了後、在籍大学に戻り学業を継続すること。千葉大学在籍中（留学中）に、本国の在籍大学を卒業したり、学位を取得したりすることはできません。

4. 留学期間および入学の時期

留学の期間は、次のいずれかを選択できます。

・1セメスター間（2023年10月1日～2024年3月31日までの6ヶ月間）

・2セメスター間（2023年10月1日～2024年8月31日までの11ヶ月間）

なお、人文公共学府で受け入れる短期交換留学生は、すべて10月入学となります。

5. 必要な語学能力

日本語による研究指導や講義を受ける場合は上級の日本語能力、英語による研究指導や講義を受ける場合は上級の英語能力が必要となります。その他、学生の専門分野において学業や研究遂行に必要なとなる言語の能力が求められます。

6. 出願手続きの概要

- (1) 現在の所属大学で、交換留学の担当窓口または指導教員から、人文公共学府の短期交換留学生に関する情報と出願書類一式を受け取る。
- (2) 現指導教員を通じて、研究交流がある人文公共学府の教員に連絡を取り、交換留学生の受入れについて照会する。
- (3) 人文公共学府側の教員と出願希望の学生が、Skype などの通信デバイスやメール等で直接、あるいは間接的に面談を行う。面談の結果、人文公共学府側の教員が受入れを承諾した場合は、その教員が人文公共学府での受入れ指導教員となる。
- (4) 所属大学院からの公式の推薦と、現指導教員からの推薦を受ける。
- (5) 出願に必要な書類が整ったら、受入れを内諾した人文公共学府の教員に書類一式を送付する。

7. 出願書類等

出願書類は、すべて英語か日本語で作成してください。

- ・願書（受験票と写真票を含む）※
 - ・研究計画書 ※
 - ・履歴書 ※
 - ・現指導教員による推薦状 ※
 - ・所属大学院から人文公共学府への公式の推薦状
 - ・所属大学院による在学証明書
 - ・所属大学院による成績証明書
- (※のついた書類については、出願用の定型様式を使用すること。)

8. 出願書類提出期限

2023年3月1日（人文公共学府の受入れ教員に宛てて、この期日まで必着すること。）

9. 出願に関する注意事項

- (1) 特別聴講学生に出願する者は、履修を希望する人文公共学府開講の授業科目を1セメスターにつき7科目選択し、願書の所定欄に科目名を記載してください。（日本での在留資格を得るためには、1セメスターで7科目の登録が必要です。）人文公共学府で開講されている授業科目やその内容については、千葉大学のホームページからリンクされているシラバスを参照してください。

<https://portal.gs.chiba-u.jp/syllabus>

- (2) 上記7. に記載の出願書類は、人文公共学府の受入れ教員に送付された後、教員が作成する「面談の記録」および「保証書」とともに教員から事務担当（人社系学務課大学院学務室）に提出されます。その時点で、出願の受付が完了します。

(3) 出願を受け付けた後、4月中旬には人文公共学府としての留学生受入れが正式に承認される予定です。受入れが承認されたら、その次には在留資格認定証明書 (COE) 交付申請の手続きとして、金銭的状況の審査書類など、多くの書類を提出していただくことになります。詳細は後日、出願者に通知しますが、参考までに、必要となる書類の一覧を以下に示します。

【金銭的状況審査のための書類】

- ・出願者およびその財政的支援者の預金残高証明書
- ・出願者およびその財政的支援者の雇用証明書（雇用期間が明記されたもの）
- ・出願者およびその財政的支援者の過去1年分の収入証明書
- ・滞在費支弁方法等申告書
- ・出願者およびその財政的支援者の預金通帳のコピー（銀行名と口座番号が確認できるもの）
- ・（オプション）獲得奨学金の証明書（奨学団体名および奨学金額が明記されたもの）

【在留資格認定証明書交付申請に必要な書類】

- ・出願者の上半身写真（4cm×3cm）1枚
- ・出願者のパスポートの名前、国籍、および生年月日が明記されたページのコピー
- ・出願者が過去に日本に入国したことがある場合、パスポートの出入国の記録があるページのコピー
- ・出願者が日本語能力試験のスコアで日本語能力を証明できる場合、その試験におけるスコアの証明書
- ・出願者が過去に日本の教育機関で教育を受けたことがある場合、その教育機関在学時における成績証明書など。

人社系学務課大学院学務室からの通知を受けたら速やかに上記書類を提出できるよう、準備を進めてください（提出締切日は5月15日）。また、金銭的状況の審査およびCOE申請手続きを進めている間は、不明点や疑問点などに関する人社系学務課大学院学務室からの照会に迅速に対応できるよう、連絡手段を確保しておいてください。

10. 短期交換留学に関する連絡先

千葉大学人社系学務課大学院学務室 人文公共学府担当

住所：〒263-8522 千葉県千葉市稲毛区弥生町1-33

E-mail：gah2352@office.chiba-u.jp